

仕様書

1 件名

東日本都市再生本部における防犯用録画機器等の購入・設置等

2 納入・履行場所

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部総務課

3 仕様

品名	台数	仕様	備考
カラー液晶モニター	1台	<ul style="list-style-type: none">・リモートコントローラー等による操作が可能もの。・サイズは21.5型程度のもの。・屋内用デイトナイトカメラ3台で撮影した映像を、分割してそれぞれ表示できるものとする。・必要に応じて、特定のカメラ映像を拡大することができる。	<ul style="list-style-type: none">・既存の配線に接続可能であること。既存の配線を継続使用するため、新規の配線工事は不要・機構の担当者の指示する場所に設置（原則既存の場所）すること。・取替えたモニター、カメラ及びレコーダーは引き取る。
屋内ドーム型カメラ	3台	<ul style="list-style-type: none">・夜間白黒自動切替機能付きのもの。・219万画素のもの。・設置の際にカメラの向きが調整可能なものであること。・内2台は録音機能付きであること。	
レコーダー4局2TB	1台	<ul style="list-style-type: none">・リモートコントローラー等による操作が可能もの。・映像入力は4系統に対応・スタンドアローンで動作するもの。・24時間常時録画可能なもの。・録画データの取出しが可能なもの。・撮影した映像を標準的な画質で20日以上保存することができ、繰返し書きができること。	

4 特記事項

(1) 施工等

- ・カメラについて、既存の個所に設置することになるが、若干設置個所を変更する場合もある。
- ・設置の際には事故防止に十分注意し、施設及び製品等を傷つけないようにすること。

- ・既存の配線に接続することから、原則はビル管理者とへの事前の承諾は必要ないと想定しているが、本業務のために躯体に影響を及ぼす可能性のある工事を施工する必要性が生じる場合には、事前にビル所有者の承諾を得ること。

(2) 交換及び修理

- ・納入後1年以内に不備があった場合は無償にて交換又は修理をすること。ただし、故意もしくは過失による不備は除くものとする。

(3) その他

- ・機器設置後、取扱い説明を機構担当者に対し行うとともに、取扱説明書、機器構成図、配線図等を機構に提出すること。

- ・業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構担当者と協議すること。

なお、業務の履行上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- ・業務の履行に際して、暴力団員等による不当介入又は妨害（以下「介入」という。）を受けた場合は、断固これを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。また、当該通報及び協力を行った場合には、速やかにその内容を、文書により機構担当者に報告すること。

- ・業務の履行に際しては、法令及び条例等の関係法令を遵守すること。

- ・本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた事項については、その都度機構担当者と協議の上、定めること。

以 上